

新型コロナウイルス感染症5類移行後の短期入所について

令和5年11月27日
社会福祉法人 希望の家
理事長 野田真一郎
療育センター きぼう
センター長 竹内 東光

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、短期入所受入れについては法人で検討を重ね、感染状況を注視しつつ段階的に対応の緩和を行ってまいりました。現在の群馬県内の感染者数の動向をみると、減少傾向が維持されています。そのため、短期入所の受入れについて以下の対応に変更いたします。

今後も、短期入所につきましては安全に配慮しながら対応させていただきます。また、感染拡大傾向がみられた場合には、再度検査実施等の対応を検討させていただきます場合があります。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。

令和5年12月1日（金）からの対応について

■短期入所利用についてのお願い

- 1) **利用前の核酸検出検査（NEAR法）は実施しません。**
* 利用前の検温と体調の聞き取りをさせていただきます。 体調不良やいつもと違った様子がある場合には、受け入れができない場合があります。
- 2) **利用前の行動制限はありません。** デイサービスや学校等をご利用いただけます。（行動記録表の提出も不要となります）
* できるだけ人込みを避け、感染予防対策を日頃から行っていただきたいと思います。
- 3) **受け入れは、当面の間平日のみといたします。**
（土日祝日の受け入れはできません）
* 受け入れ時間についてはご相談させていただきます。
- 4) 病棟での受け入れ体制が整わない場合、（発熱者が多数等）はお断りすることもあります。

* ご予約、ご質問等ありましたら下記までご連絡ください

療育センター きぼう 生活支援部長 関山 TEL 0277-73-2605